

日本版の企業改正法(SOX法)について教えてください

Q：相次ぐ会計不祥事やコンプライアンス違反に対処するため、日本版の企業改正法(SOX法)の制度化が進められている様ですが、内容を教えて下さい。

A：内部統制報告書の義務化。

1．概要：「SOX（サーベンス・オクスレー）法」は、エンロンやワールドコム事件など大規模会計不正事件を受け、証券市場の信用回復の為、監査の独立性強化・経営者責任の厳格化・情報開示の強化を目的に、2002年7月に米国で制定されました。日本でも西武鉄道・カネボウなどの不正開示事件が続いた為、財務報告に係る開示と会計監査制度の信頼性向上のため、「財務報告に係る内部統制改革」を中心「日本版SOX法」が制定され2008年4月1日以降導入予定。

2．金融商品取引法：具体的には2006年6月成立した金融商品取引法第24条の4の4「上場会社等における内部統制報告書の提出義務化」及び第193条の2「内部統制報告書に対する公認会計士又は監査法人の監査証明の義務化」が、その内容です。

3．内部統制の内容：内部統制は 業務の有効性・効率性、 財務報告の信頼性、 事業活動に関わる法令遵守、 資産保全の4目的達成の為に行われます。

さらに内部統制の基本要素は以下 統制環境（倫理性、経営方針、取締役会・監査役会の機能、権限と責任等）、 リスク評価と対応、 統制活動（管理者からの指示・命令確保手続き、職務分掌、業績評価等）、 情報伝達、 モニタリング（統制の有効性監視評価）、

IT対応の5点からなります。例えば得意先の与信管理、職務分掌規程による稟議決済制度等も内部統制の実例です。ただし今後経営者は、内部統制の整備状況に関する説明責任を果たす必要がありますので、内部統制の整備・評価に関する記録保存と文書化が必要です。

4．中小企業の対応：金融商品取引法は内部統制報告書の作成義務を「上場会社」に限定しております。

しかし、今後上場会社の関係会社や取引企業には内部統制報告書の作成を求められる可能性があります。

自社の内部統制のレベルアップを図ることは、3の～の目的達成のために有効です。取引先や金融機関の信頼を高めることにもなりますので、今後取り組まれる事をお勧めします。

平成19年5月

税理士法人石井会計

代表社員 石井栄一

（公認会計士・税理士）